

茂原市週休2日制適用工事試行要領（令和7年4月版）

（目的）

第1条 この要領は、建設業の将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休2日制適用工事（以下「適用工事」という。）を試行することに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 週休2日制とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 対象期間とは、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間等は含まないものとする。

3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。

4 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

5 現場着手日とは、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

6 現場完成日とは、現場事務所の撤去、後片付け及び清掃等の作業が全て完了する日をいう。

（対象工事）

第3条 対象工事は、発注者が指定する工事（営繕関係工事を除く。）とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

（1） 現場施工が1か月未満の工事

（2） 対象工事に適しないと判断される工事

ア 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

イ 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

（実施方法）

第4条 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を別紙1のとおり記載するものとする。

2 発注者は、発注者指定型の公告時等に工事工程表を添付するものとする。工事工程表は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

3 発注者指定型は、工事契約後、発注者が示した工事工程表を基に、発注者受注者間で関係者協議の有無、協議完了予定時期及び工事工程のクリティカルパス等を共有するものとする。

4 発注者指定型の受注者は、現場着手前に、現場着手日及び現場完了日を記した工事打合せ簿により、監督職員と対象期間について協議するものとする。また、対象期間内における現場閉所予定日がわかる工程表等（以下「工程表等」という。）を監督職員に提出するものとする。

5 受注者は、現場閉所を行うときは監督職員へ事前に連絡するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、連絡は不要とする。

(1) 工程表等で監督職員が事前に把握している場合

(2) 官公庁の休日の場合

6 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、発注者受注者間で協議するものとする。ただし、工程の変更理由が次の各号に示す場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

(1) 工事工程の条件に変更が生じた場合

(2) 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合

(3) 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合

(4) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合

(5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

7 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙2）と併せて、チェックリスト（別紙3）を監督職員に提出するものとする。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日を確認できる書類を監督職員に提示するものとする。

8 受注者は、対象期間終了後速やかに、最終月の週休2日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出するものとする。ただし、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れないおそれがある場合には、発注者受注者協議により閉所の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

（積算方法）

第5条 積算方法については、千葉県が定める「週休2日制適用工事実施要領」を準用する。

2 発注時は、対象期間における4週8休以上の達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、減額変更するものとする。

（工事成績）

第6条 発注者は、週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はしないものとする。

（実施の明示）

第7条 発注者指定型の受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示するものとする（別紙4）。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、発注者受注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1

特記仕様書記載例

1 発注者指定型

(週休 2 日制適用工事【現場閉所による週休 2 日工事】)

第〇条 本工事は、週休 2 日制適用工事（発注者指定型）である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事として取り組むこと。なお予定価格には 4 週 8 休達成相当の経費を補正している。
- 3 週休 2 日制の実施にあたっては、「茂原市週休 2 日制適用工事試行要領（令和 7 年 4 月版）」に基づき行うこと。

工事履行報告書

[illegible]

総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人	主任 (監理) 技術者

(記事欄) 記載例

【週休2日制適用工事】

今月の現場閉所日 ○日／対象期間 ○日

累計 現場閉所日 ○○日／対象期間 ○○日 (○○%)

別紙 3

週休2日制適用工事 チェックリスト

事務所名

工事名

受注者名

[illegible]

現場閉所日

対象期間

今月の閉所率

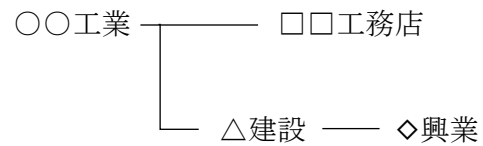
【工事掲示板】

週休 2 日制適用工事

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休 2 日に取り組んでいます。

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休 2 日の計画表などを貼り付け（A 3 サイズ相当）

施工体系図



建設業許可票

労災保険関係
成立票

緊急時連絡票

建退協